

公益社団法人群馬県視覚障害者福祉協会  
訪問型歩行訓練事業実施要綱

(経 過)

視覚障害者が住み慣れた地域社会の中で社会活動への参加と自立を促進し、障害の有無にかかわらず、誰もが明るく暮らせる社会づくりを図ることを目的とし、群馬県は群馬県視覚障害者福祉推進事業として、その事業の実施を公益社団法人群馬県視覚障害者福祉協会（以下「受託事業者」という。）に委託している。

今般、群馬県視覚障害者福祉推進事業の一環として実施してきた、中途視覚障害者生活訓練事業の歩行訓練のあり方を見直し、従来の群馬県社会福祉総合センターでの歩行訓練に加えて、訪問型歩行訓練事業をあらたに実施することとした。

(目 的)

この事業は、視覚障害者が日常生活圏（家庭や通勤、通学、通院、買い物等の近隣地域）において単独歩行ができるよう、対象者の居住地において、白杖の使い方などの訓練を行い、交差点の横断、階段の昇降、公共交通機関の利用等、歩行技術の習得を目指す。

(対 象)

県内在住の視覚障害者（身体障害者手帳を所有していること。）で、かつ歩行技術の習得に意欲を持ち、事業を利用した効果が見込まれる等、この事業の利用が必要と認められる者（以下、「対象者」という。）

(事業の内容)

- 1 訓練を行う場所は、自宅周辺を主とした対象者の生活圏域内とする。
- 2 訓練の期間、時間及び回数は、原則3か月の期間で、1回当たり2時間程度で最大10回とする。

(費 用)

訓練に係る以下の費用を、対象者が負担するものとする。

- (1) 訓練に携わる者が訓練地まで行く際に発生する往復の交通費
- (2) 対象者と訓練に携わる者に係る以下の経費
  - ・ 訓練中に生じる公共交通機関の運賃
  - ・ 施設利用料等の経費

(3) その他、訓練実施に必要な経費であり、対象者が負担すべきと認められる経費

(利用の申請)

この事業の利用希望者は、訪問型歩行訓練事業申請書（様式第1号）を提出しなければならない。

(事業の実施記録)

受託事業者は、当該事業の実施状況を記録し、関係者で情報を共有し、事業の成果をあげるとともに、後の事業の実施に当たり活用するよう努めなければならない。

(個人情報の保護)

- 1 受託事業者は、職務上知り得た対象者及びその家族その他の者の個人情報の保護に努めなければならない。
- 2 事業に携わる者は、対象者の身上に関して知り得た情報を他に漏らしてはならない。また、当該情報を、当該事業以外に利用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(補 則)

この要綱に定めるもののほか、必要な事項は公益社団法人群馬県視覚障害者福祉協会長が別に定める。

附則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。